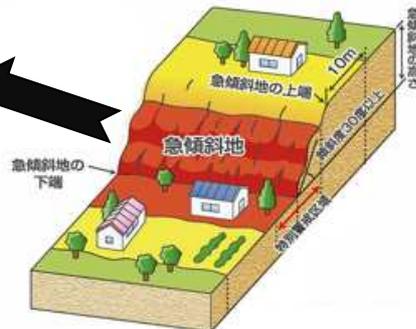


「災害配慮に関する基準」が追加されます

現在、長期優良住宅の認定に当たり、災害リスクは地震のみ考慮されています。
長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正（令和3年5月28日公布）により、認定基準に「**自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであること**」が追加されました。

災害の危険性が特に高い
エリアでは認定を行わない



これを受けて、「練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則」および「練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の規定に係る区長が別に定める事項」を改正します。

練馬区の認定基準（追加）

認定申請対象住宅が以下の4つの区域内にある場合は、長期優良住宅の**認定は受けられません。**

地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害特別警戒区域

災害危険区域

左記区域のうち、現在、練馬区で指定されている区域は「**土砂災害特別警戒区域**」のみです。
（令和4年1月時点）

土砂災害特別警戒区域は練馬区土砂災害ハザードマップでご確認ください。以下URLで公開しているほか、区役所本庁舎7階危機管理課窓口で配布しています。
<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/bosai/suigai/dosha.html>

土砂災害特別警戒区域についてのお問合せ
危機管理室危機管理課庶務係
電話：03-5984-2762

ただし、次のような場合は認定可能です。

住宅敷地の一部に当該区域が存するが、認定申請対象住宅は当該区域にかかっていない場合
申請建築物が当該区域内に存しないことを証する書類をご提出ください。

区域の解除が確実に見込まれる場合
それを証する書類をご提出ください。